

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月19日

【発行者名】 ユーピーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三木 桂一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア

【事務連絡者氏名】 佐井 経堂

【電話番号】 03-5293-3667

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 UBS 地球温暖化対応関連株ファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 上限 1兆円

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

UBS地球温暖化対応関連株ファンド（以下「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）
なお、愛称として「クールアース」という名称を用いることがあります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者であるユーピーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社（以下「UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社」、「委託会社」または「委託者」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

なお、上記金額には申込手数料（当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）は含まれません。

(4) 【発行（売出）価格】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。（当初元本1口=1円）

基準価額については、後記「（8）申込取扱場所」に記載する販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間末日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（信託財産の資産総額から負債総額を控除した額）を計算日における受益権総口数で除して得た額で、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

(5) 【申込手数料】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

詳しくは販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせ下さい。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める申込単位とします。

詳しくは販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成26年11月20日から平成27年5月19日まで

ただし、スイス取引所またはチューリッヒの銀行の休業日と同日の場合には、お申込みを受けません。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

後記照会先にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

買付申込者は、販売会社の指定する期日までに、お申込金額（買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、買付申込口数を乗じて得た額。以下同じ。）に、申込手数料を加えた額をお申込みの販売会社にお支払いください。

発行価額の総額は、各追加信託を行う日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して受託会社（受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社）の指定するファンド口座に振り込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込金額は、前記「(8) 申込取扱場所」に記載する販売会社へお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

当ファンドの受益権の買付申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、買付申込を行うものとします。

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、原則として無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱いコースにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」を利用する場合、買付申込者は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあります。この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。（以下同じ。）

お申込みの受付けは、原則として毎営業日の午後3時までを当日の受付分とし、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日（ただし、下記のお申込みの受付けを行わない日を除きます。）の取扱いとなります。ただし、スイス取引所またはチューリッヒの銀行の休業日と同日の場合には、お申込みを受付けません。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は買付申込の受付を中止すること、および既に受けた買付申込を取り消すことがあります。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

[照会先]

委託会社のホームページ http://www.ubs.com/japanfunds/
委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

「UBS地球温暖化対応関連株マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

信託金限度額

5,000億円を上限とします。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

ファンドは、一般社団法人 投資信託協会の定める商品分類のうち追加型／内外／株式に属します。

以下、一般社団法人 投資信託協会の定める商品分類・属性区分においてファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
内外	国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする
株式	組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル（含む日本）	ファミリー ファンド	あり
一般	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
大型	年4回	北米		
中小型	年6回 (隔月)	欧州		
債券	年12回 (毎月)	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債		中南米		
社債		アフリカ		
その他債券	その他	中近東 (中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産 (投資信託証券(株式一般))				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表における用語の定義

目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
その他資産（投資信託証券（株式一般）） (注)	投資信託証券に主として投資するもののうち、当該投資信託証券への投資を通じて株式（大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのもの）に投資するもの
年1回	年1回決算する
グローバル（含む日本）	組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする
ファミリーファンド	親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資する
なし（為替ヘッジ）	為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

（注）前記の商品分類表においては投資対象資産を「株式」としておりますが、当ファンドはファミリーファンド方式による投資を行いますので、属性区分表における投資対象資産は「その他資産（投資信託証券）」としております。

上記において使用しない商品分類および属性区分の定義については一般社団法人 投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

ファンドの特色

当ファンドの特長

主として地球温暖化防止に関連する革新的な技術をもち、今後大きな成長が見込める世界各国の企業の株式を中心に投資を行います。ただし、地球温暖化防止に関連する新規公開株および新興国株にも投資を行う場合があります。

1

地球温暖化防止に関連した、革新的な技術力を持つ世界各国の株式に投資を行います。

2007年6月に開催されたハイリゲンダム・サミットにおいて「2050年までに温暖化ガスの排出量を半減することを検討する」ことで日米欧が合意したように、地球温暖化は21世紀最大のテーマであり、大きなビジネスチャンスが生まれようとしています。

このような革新的な技術を持つ企業には、新しい企業や新興国の企業もあります。その成長性を享受するために、ポートフォリオの一部を新規公開株や新興国株に投資を行う場合があります。

地球温暖化とは

温暖化ガス*の増加により、地球上の平均気温が高くなっています。

* 温暖化ガス：温室効果を引き起こす気体の総称。二酸化炭素、メタン、臭素化ガスなど。

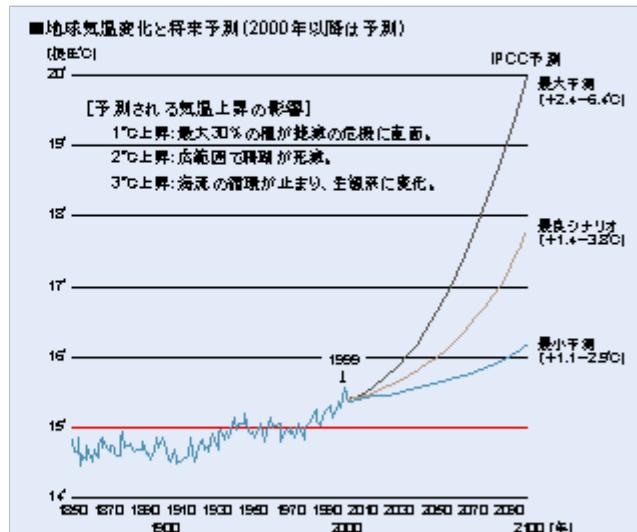
通常ならば…

太陽光によって地表が暖められた熱は赤外線として反射され、宇宙に放射されます。



地球温暖化によって…

二酸化炭素が増加し、温暖化ガスの濃度が上昇。
熱が滞留し、気温上昇(温暖化)が進行



上記は過去のデータおよび一時点における予測であり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。

出所: Climatic Research Unit, University at East Anglia, Norwich, IPCC第4次報告書(予測は1995年時点)

世界各地で起こる地球温暖化現象

シベリア海氷の融解

◎西シベリアでは過去40年間に平均気温が3℃上昇。氷河・氷床の後退や海水の融解。

珊瑚の白化

◎地球温暖化により水温が上昇し、珊瑚が白化。珊瑚中に住む魚などに影響を及ぼし、生態系が変化。

南大西洋のハリケーン

◎地球温暖化による海面水温上昇は、ハリケーンの発生・成長を助長。南大西洋では発生しないといわれていたハリケーンがブラジルに襲来。

スイス・アルプスの氷河

◎永遠に溶けないとされていたアルプスの氷河が溶け始める。

出所：各種資料をもとに当社作成

温暖化の進行で想定される「環境変化」

1 | 各地で異常気象が発生

- | 降雨パターンが大きく変化
 - ・内陸部では気温が上がり乾燥化が進行。
 - ・熱帯地域では、台風やハリケーンなどが発生し、洪水や高潮による被害が増大。

2 | 世界的な食糧難

- | 低緯度、特に熱帯地域で、農作物の生産性が減少し干ばつと洪水の頻度が増大。
- 特定種の魚の分布にも影響し養殖・繁殖が困難に。

3 | 生態系が乱れ、絶滅種が増える

- | アフリカゾウや北極グラマなど広範な種類の動植物が絶滅の恐れ。

4 | 健康への脅威

- | 温暖化による亜熱帯地域の拡大により、マラリアの発生範囲や伝染の可能性が増加。

5 | 経済的な損失

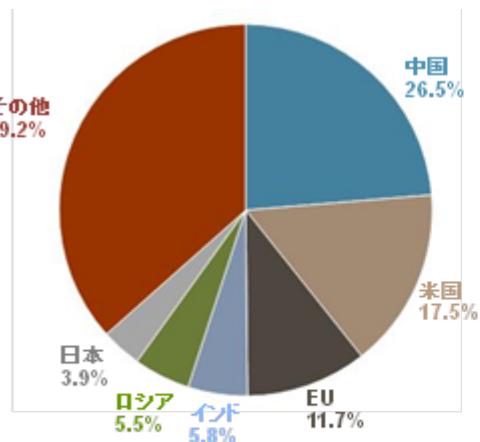
- | 「スターク・レビュー^{*}」によると、温暖化に伴う各地域・各分野への影響により、その経済損失は全世界のGDPの5～20%に及ぶ可能性があると予測。

^{*}米国政府気候変動・債務における経済的・社会的影響報告書であるニコラス・スターク博士が、2005年に米国財務大臣から選ばれてまとめたもの。
出所：IPCC第2作業委員会の第4次評議会報告書およびスターク・レビューをもとに当社作成

世界の二酸化炭素排出量と削減目標

- 二酸化炭素排出量で大きなシェアを占める主要国が削減目標を発表

主要国の二酸化炭素排出量率
(2011年)



温暖化ガス 主要国の二酸化炭素削減目標(2020年めど)

中国	40~45%	(2005年GDP当たり)
米国	17%程度	(2005年比)
EU	20~30%	(1990年比)
インド	20~25%	(2005年GDP当たり)
ロシア	15~25%	(1990年比)
日本	25%	(1990年比)

第16回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP16):2010年開催

上記は過去のデータおよび一時点における予測であり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。
出所：IEA、地球環境局資料の情報・データをもとに当社作成

2 地球温暖化防止をテーマとして 再生エネルギー、 省エネルギー、 温暖化ガス削減に関連する企業の株式に投資を行います。

再生エネルギーに関連する企業とは、温暖化ガスの発生の少ない太陽光・風力・水力・地熱など自然からもたらされるエネルギーを有効に活用するための技術を有する企業をいいます。

省エネルギーに関連する企業とは、エネルギー利用の効率化を図り、省エネルギーを促進する技術を有する企業をいいます。

温暖化ガス削減に関連する企業とは、排出される温暖化ガスを回収・貯蓄する等の技術を有する企業をいいます。

地球温暖化対応で注目される「3つのテーマ」

1

再生エネルギー

原油や石炭等に代わり、温暖化ガスを出さない代替エネルギーの生産・技術開発

[具体的な事業]

バイオ燃料／水力／太陽熱／地熱／太陽光／風力

2

省エネルギー

温暖化ガスの排出量を減らし、効率のよいエネルギー消費を実現する技術や製品の開発

[具体的な事業]

熱電供給／省エネ装置／照明／自動車／冷暖房・換気／軽量化／交通インフラ／保温・断熱

3

温暖化ガス削減

温暖化ガスの新しい削減方法や温暖化ガス抑制のための代替エネルギーを活用した技術

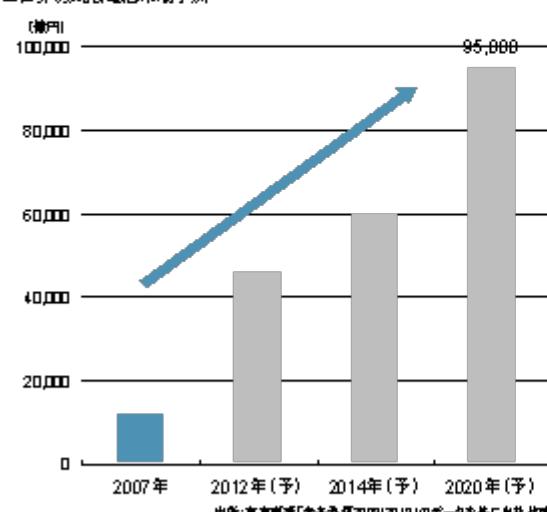
[具体的な事業]

温暖化ガス回収・貯留技術／低炭素エネルギー供給

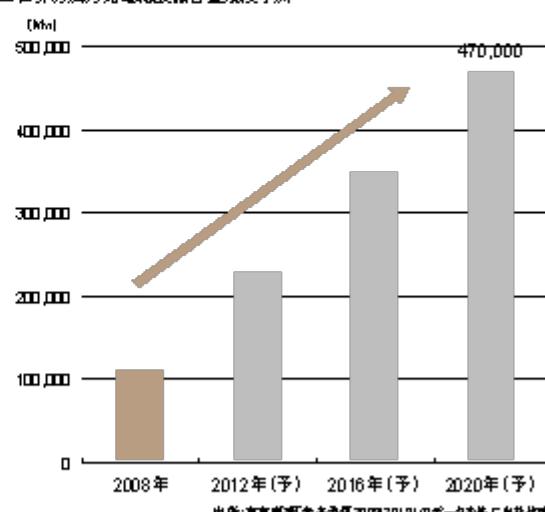
「再生エネルギー」

温暖化ガスが発生しない自然エネルギー

■世界の太陽電池市場予測



■世界の風力発電総機器容量規模予測



上記は過去のデータおよび一時点における予測であり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。

「省エネルギー」

燃料利用効率向上の技術

低燃費車、
燃料電池車、
ハイブリッド車
の普及

燃料利用効率の
高い飛行機の開発

エネルギー効率の
高い電気器具、
冷暖房施設を
備えた建設

エネルギー効率の
高い照明(LED等)
の開発

◎ストラスブル市：LRT(軽量軌道交通)、自動車の渋滞を軽減するため導入されている。

◎ブラジルなど南米：すでに実用化
されているバイオエタノール車。

[例] 発光ダイオード(LED)

消費電力が蛍光灯の約2分の1、寿命は構造上、半永久的といわれており、携帯電話やディスプレイ等さまざまな商品に使用されている。しかも水銀などの有害物質を含まないので、地球環境に優しい。

LEDの一般的性能

省電力
白熱電球の
約1/2
蛍光灯の
約1/12

長寿命
構造上半永久
的(複数の製品で
15万時間程度)

発熱が少ない
金属製の熱射
撲滅やす(安全)

省スペース
直徑5mm
デザインの
自由度アップ

出所：各種資料をもとに当社作成

「温暖化ガス削減」

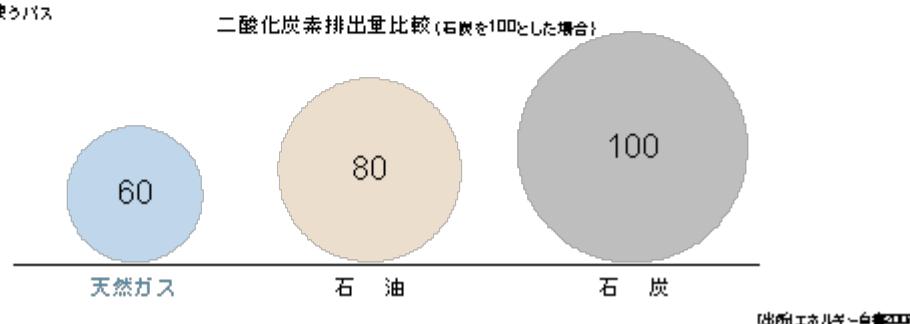
排出された温暖化ガスを埋める技術

すでに排出された温暖化ガスを地中に埋めることによって、温暖化を抑制する技術が開発・運営されています。

■二酸化炭素を地中に貯留するシステム



■中国・北京の天然ガスを燃料に使うバス



3 環境関連投資に豊富な経験と実績のあるUBSグローバル・アセット・マネジメント・グループが運用を行います。

UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループは、グローバルな総合金融機関であるUBSグループの資産運用部門です。

<マザーファンドの運用指図に関する権限の委託>

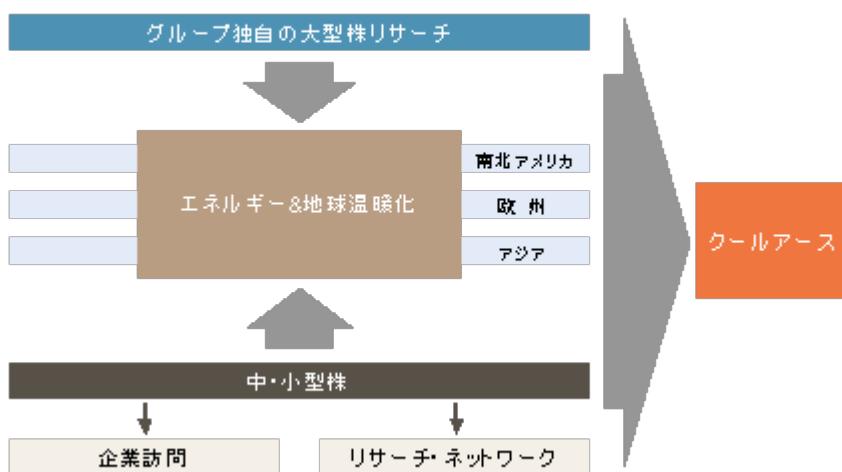
委託する範囲：有価証券等および通貨の運用

委託先名称：UBS AG, UBSグローバル・アセット・マネジメント(チューリッヒ)

UBSの環境関連投資に対する取り組み

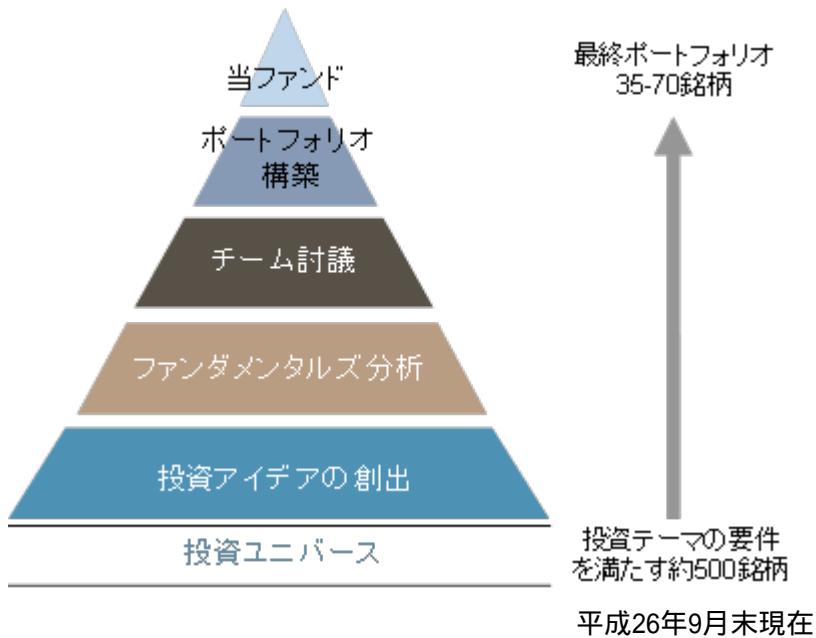
UBSのリサーチ基盤

地球温暖化対応関連株ファンド(クールアース)



- 大型株リサーチと中・小型株リサーチのノウハウの融合による相乗効果
- 企業訪問は、調査対象企業のみならず、調査対象企業の顧客、同業他社、仕入先なども調査。

運用プロセス



U B S グループについて

U B S グループは、スイスを本拠地として、およそ50カ国 の世界の主要都市にオフィスを配し、約60,000名の従業員を擁する総合金融機関です。グローバルにプライベート・バンкиング、資産運用、投資銀行業務などを展開しています。（2014年6月末日現在）

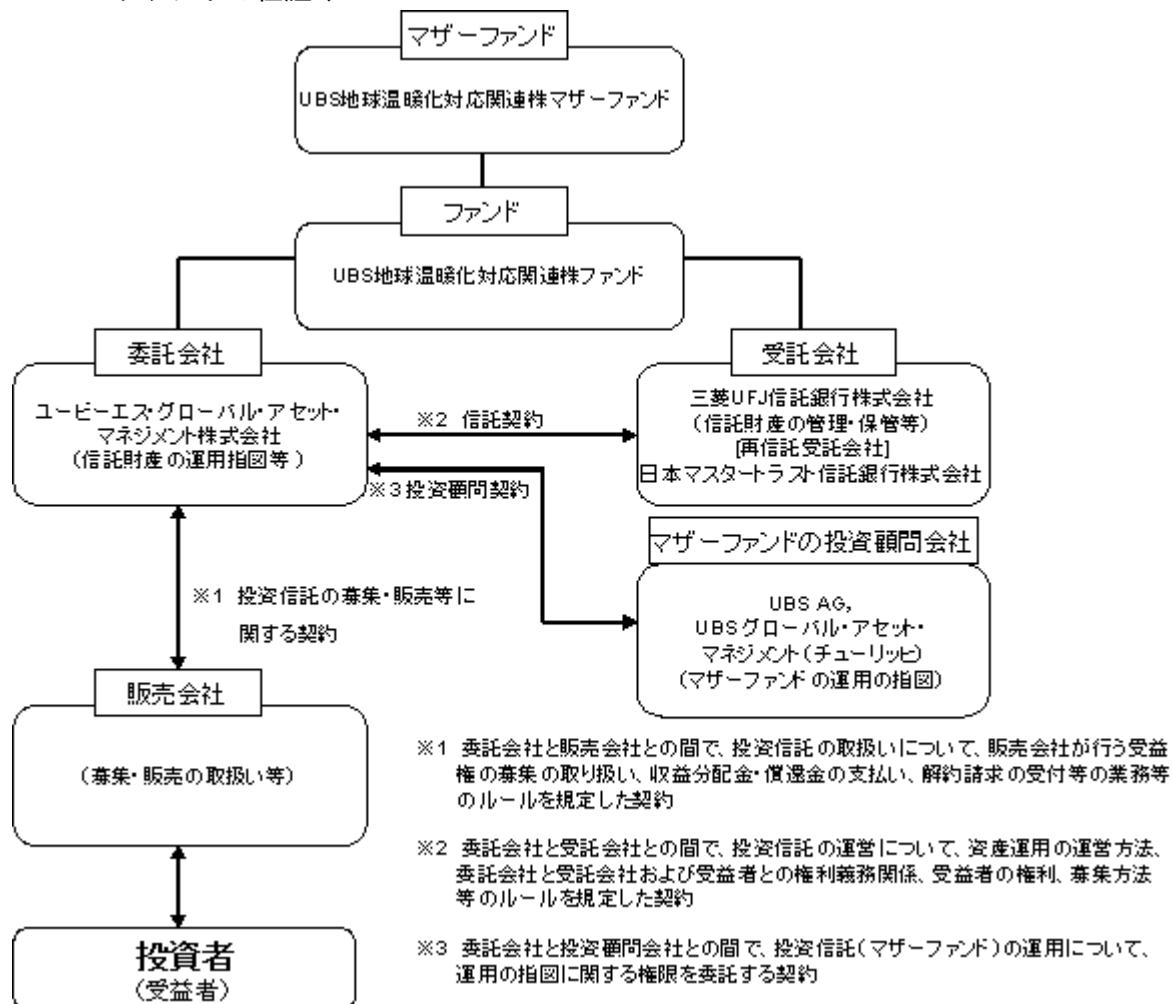
U B S グローバル・アセット・マネジメント・グループはU B S グループの資産運用部門として、世界24カ国に約3,700名の従業員を擁し、約71兆円の資産を運用するグローバルな資産運用会社です。（2014年6月末日現在）

(2) 【ファンドの沿革】

平成19年8月31日 信託契約締結、設定日、運用開始

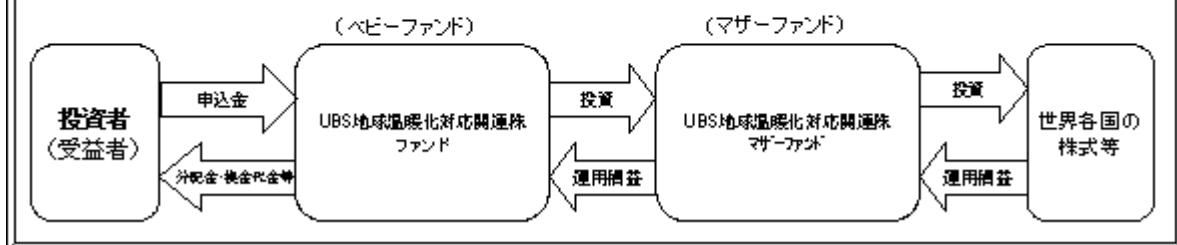
(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



◆ ファミリーファンド方式について ◆

当ファンドは「UBS地球温暖化対応関連株マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンドに投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



委託会社の概況（平成26年9月末日現在）

- ・ 資本金 22億円
- ・ 沿革

平成 8年 4月 1日 ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立

平成10年 4月28日 ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更

平成12年 7月 1日 ユーピーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、
ユーピーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成14年 4月 8日 ユーピーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
に商号変更

・ 大株主の状況

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
ユーピーエス・ エイ・ジー	スイス共和国 バーゼル CH-4051 エーシェンフォルシュタット 1 スイス共和国 チューリッヒ CH-8098 バーンホッフシュトラッセ 45	21,600株	100.00%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

1. 親投資信託であるUBS 地球温暖化対応関連株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
2. マザーファンド受益証券を通じて、主として地球温暖化防止に関連する革新的な技術をもち、今後大きな成長が見込める世界各国の企業の株式を中心に投資を行います。ただし、地球温暖化防止に関連する新規公開株および新興国株にも投資する場合があります。
3. 個別銘柄の選択においては、主として温暖化ガスの削減に直接関連する、ならびにエネルギー効率の改善に関連するという観点から、高成長が期待できる業種、企業を選択し投資いたします。
4. 株式の実質組入比率は、原則として高位に保ちます。
5. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
6. 信託財産のリスク軽減、流動性確保のため、先物取引、オプション、スワップ等のデリバティブ取引を行うことがあります。
7. マザーファンド受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。
8. 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利
 - (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
 - (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
 - (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
 - (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
 - (5) 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
 - (6) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
 - (7) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
 - (8) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
 - (9) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）に係る権利
 - (10) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
 - 二. 金銭債権
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

有価証券

委託会社は、信託金を主としてUBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるUBS地球温暖化対応関連株マザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品

委託会社は信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

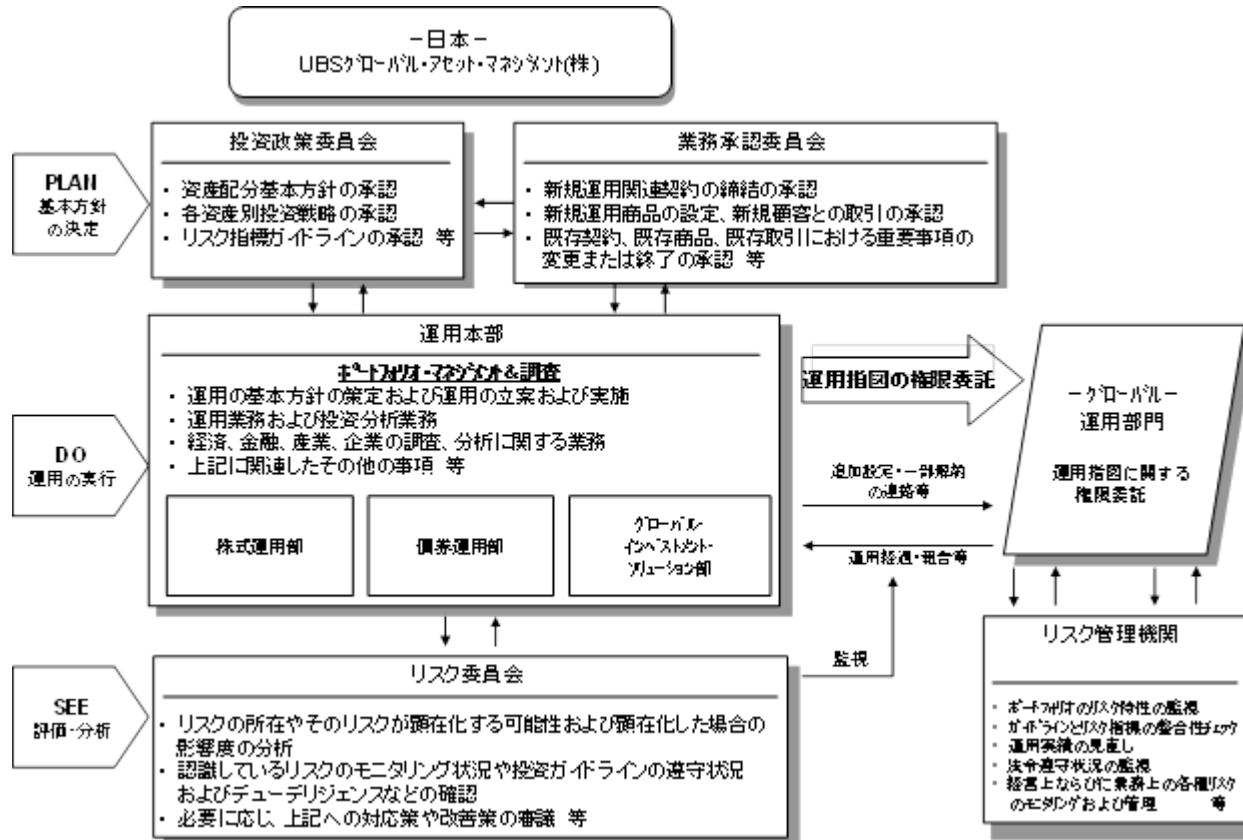
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

金融商品による運用の特例

前記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

(3) 【運用体制】



上記の体制は今後変更される場合があります。

(平成26年9月末日現在)

<運用体制に関する社内規則等およびファンドに關係する法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

<内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織>

投資政策委員会：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品本部長が招集し、その議事運営には、社長、チー

フ・アドミニストレイティブ・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品本部長、リーガル＆コンプライアンス部長、リスク管理部長、経理部長等、またはその代理の8～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてチーフ・アドミニストレイティブ・オフィサーまたはリスク管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、リスク管理部長、リーガル＆コンプライアンス部長、運用本部長、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、商品本部長、管理本部長、経理部長の10名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

(4) 【分配方針】

毎決算時（毎年8月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、上記の範囲内で基準価額水準、市場動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ・ 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注） 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後原則として無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

信託約款による投資制限

1. 株式への投資
実質投資割合には、制限を設けません。
2. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資
実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
3. 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への投資
実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
4. 同一銘柄の株式への投資
実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
5. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

6. 同一銘柄の転換社債等への投資

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

7. 外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

8. 信用取引の指図

信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前記の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- ・信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- ・株式分割により取得する株券
- ・有償増資により取得する株券
- ・売り出しにより取得する株券
- ・信託財産に属する転換社債の転換請求、ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得可能な株券
- ・信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

9. 先物取引等の運用指図

わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所（金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

10. スワップ取引の運用指図

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引等（「スワップ取引」）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

11. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行う事の指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

上記の「金利先渡取引」は、当事者間ににおいて、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記の「為替先渡取引」は、当事者間ににおいて、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

12. 有価証券の貸付の指図

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲で貸付の指図をすることができます。

- ・株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- ・公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前記に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

13. 有価証券の空売りの指図

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前記の売付けの指図は、当該売り付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

14. 有価証券の借入れの指図

信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前記の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により前項の借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

前記の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁するものとします。

15. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

16. 外国為替予約の指図

信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前記の信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

17. 資金の借入れ

信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令等による投資制限

1. デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

2. 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

<UBS地球温暖化対応関連株マザーファンドの概要>

投資方針	<p>個別銘柄の選択においては、主として温暖化ガスの削減に直接関連する、ならびにエネルギー効率の改善に関連するという観点から、高成長が期待できる業種、企業を選択し投資いたします。</p> <p>株式の組入比率は、原則として高位に保ちます。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>信託財産のリスク軽減、流動性確保のため、先物取引、オプション、スワップ等のデリバティブ取引を行うことがあります。</p> <p>資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。</p> <p>UBS AG, UBSグローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ）に、運用の指図に関する権限を委託します。</p> <p><マザーファンドの運用の指図権限の内容等></p> <p>委託先の所在地 Gessnerallee 3, CH-8001 Zürich, Switzerland</p> <p>委託の内容 有価証券等および通貨の運用</p> <p>委託の費用 マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。また、その報酬の額および支弁の時期は、委託会社と当該委託を受ける者との間で別に定めるものとします。</p> <p>委託中止等 委託を受けた者が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。</p>
主な投資対象	地球温暖化防止に関連する革新的な技術をもち、今後大きな成長が見込める世界各国の企業の株式を主要投資対象とします。ただし、地球温暖化防止に関連する新規公開株および新興国株にも投資することができます。
主な投資制限	<p>株式への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。</p> <p>投資信託証券への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p>

3 【投資リスク】

当ファンドはマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界各国の企業の株式に投資を行いますので、基準価額はそれら組入株式等の値動きにより変動します。また、原則として為替ヘッジを行いませんので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動により基準価額は変動します。当ファンドは元本および利回りが保証されているものではありませんので、基準価額が下落した場合には損失を被る場合があります。したがって、投資家の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

(1) 株式の価格変動リスク

株価は、国内外の政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、ファンドは新興国の株式や新規公開株にも投資することができますが、新興国の株式は先進国に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、新規公開株式は一般的に価格変動が大きくなる傾向があります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。その結果元本を割り込むことがあります。

(2) 為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることになります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

(3) カントリー・リスク

外国証券への投資には、当該国・地域の政治・経済および社会情勢の変化により混乱が生じた場合には基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。その場合基準価額は下落し、損失を被る場合があります。

(4) 信用リスク

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、基準価額の下落の要因のひとつになります。

(5) 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券

等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

(6) 大量解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てるために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

(7) その他

(短期金融商品の信用リスク)

- ・ ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生する可能性があります。

(買付および換金申込に係る制限)

- ・ 買付または換金の申込日が、スイス取引所またはチューリッヒの銀行の休業日と同日の場合には、当該買付または換金の申込みは受付けません。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付および換金の申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた当該各申込を取り消すことがあります。
- ・ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。

(クーリング・オフ)

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(分配金に関する留意点)

- ・ 分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

投資信託に関する一般的なリスク

1. 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

2. 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
3. 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

投資信託に関する一般的な留意事項

1. 投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
2. 投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門が運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。

また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運用について検証が行われます。

また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

「分配金再投資コース」の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社もしくは委託会社にお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

信託財産留保額はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.8036%（税抜年率1.67%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。

配分は以下の通りです。（税抜、年率表示）

委託会社	販売会社	受託会社
0.80%	0.80%	0.07%

マザーファンドの投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する以下からまでの費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、原則として発生の都度、信託財産中から支弁します。

売買委託手数料

組入有価証券の売買時の売買委託手数料等および先物・オプション取引に要する費用等。

監査費用

信託財産に係る監査報酬。

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息。

その他、以下の諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 投資信託説明書（目論見書）の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、上記1から6の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委

託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、隨時係る諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記1から6の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

上記「(4)その他の手数料等」は、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示する事ができません。また、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計についても、保有期間等により異なりますので、表示する事ができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

[収益分配時]

収益分配時の普通分配金については、配当所得として課税が行われ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%^(注)および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除は適用されません。）を選択することができます。

[一部解約時および償還時]

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行われ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%^(注)および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合は確定申告は不要です。

^(注) 平成49年12月31日までは、基準所得額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

< 損益通算 >

一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

< 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」ご利用の場合 >

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座（以下「NISA口座」ということがあります。）を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

なお、NISA口座で公募株式投資信託を購入した場合の分配金の取扱いについては、下記の点にご留意ください。

- NISA口座での投資額が年間100万円以下の元本から支払われる公募株式投資信託の分配金については非課税となります。また、公募株式投資信託の分配金のうち元本払戻金（特別分配金）に相当する額については、特定口座や一般口座など他の課税口座で管理されても非課税となります。
- 公募株式投資信託の分配金がNISA口座内で再投資される場合、当該再投資額は当初投資元本に加え非課税投資枠に加算されますので、同一元本から発生する分配金再投資であっても、これらの合計額が年間100万円を超える非課税投資枠の利用はできません。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税 0.315%^(注)）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

（注）平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

税金の内容等について、詳しくお知りになりたい場合は、販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回買付した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で買付する場合については各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを買付する場合には当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

分配金の課税

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が分配金を受け取る際、

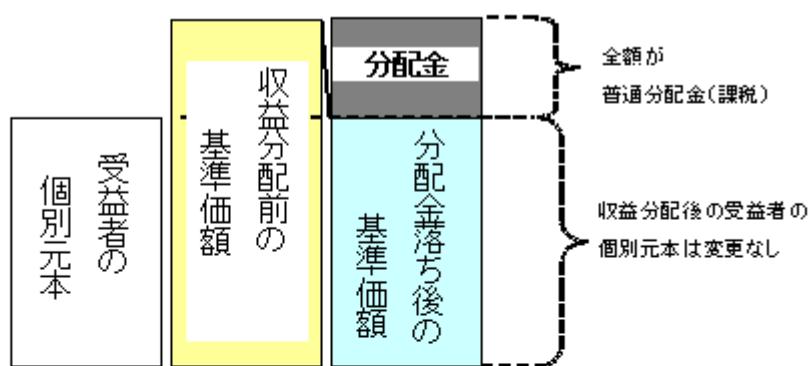
（イ）当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の全額が普通分配金となり、

（ロ）当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

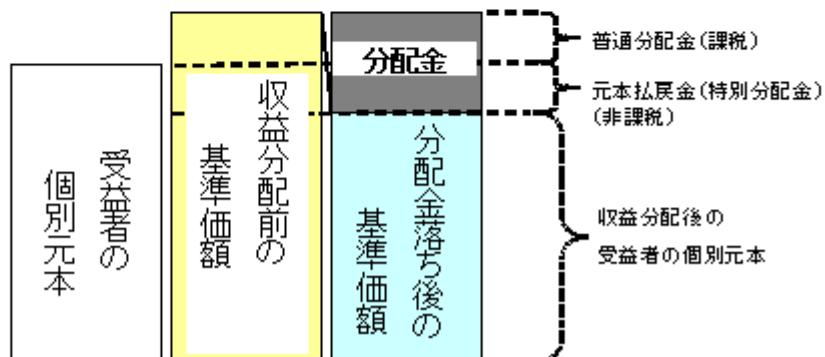
なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ>

(イ)の場合



(ロ)の場合



課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。
なお、税法等が改正された場合には、前記の内容は変更となる場合があります。

<参考情報>

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

- ・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。
換金時	信託財産留保額	ありません。

- ・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用						
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して年率1.8036%（税抜年率1.67%）を乗じて得た額とします。 配分は以下の通りです。（税抜、年率表示）						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.80%</td> <td>0.80%</td> <td>0.07%</td> </tr> </tbody> </table>	委託会社	販売会社	受託会社	0.80%	0.80%	0.07%
委託会社	販売会社	受託会社						
0.80%	0.80%	0.07%						
		マザーファンドの投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。 ※運用管理費用（信託報酬）は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。						
	その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・監査報酬、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、組入有価証券の売買委託手数料などが、原則として費用発生の都度、ファンドから支払われます。 ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。 ・受益権の管理事務費用および法定手続き（書類の作成、印刷、交付）等に関する費用など（日々の純資産総額に対して上限年率0.1%）を間接的にご負担いただく場合があります。 ※原則として、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 						

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

[税金]

- ◎税金は表に記載の時期に適用されます。

- ◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※上記は平成26年9月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記と異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(2014年9月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	4,533,822,875	99.69
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	13,994,480	0.31
合計（純資産総額）	-	4,547,817,355	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

主要銘柄の明細 (2014年9月30日現在)

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿 価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	U B S 地球温暖化 対応関連株マザーファンド	7,361,297,086	0.6144	4,522,780,930	0.6159	4,533,822,875	99.69

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率 (2014年9月30日現在)

投資有価証券の種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.69
合計	99.69

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。 (2014年9月30日現在)

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。 (2014年9月30日現在)

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2014年9月30日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期計算期間末 (2008年8月20日)	71,085	71,085	0.8630	0.8630
第2期計算期間末 (2009年8月20日)	29,214	29,214	0.5400	0.5400
第3期計算期間末 (2010年8月20日)	14,341	14,341	0.4649	0.4649
第4期計算期間末 (2011年8月22日)	7,403	7,403	0.3592	0.3592
第5期計算期間末 (2012年8月20日)	4,833	4,833	0.3303	0.3303
第6期計算期間末 (2013年8月20日)	5,178	5,178	0.4668	0.4668
第7期計算期間末 (2014年8月20日)	4,648	4,648	0.5410	0.5410
2013年9月末日	5,308	-	0.4884	-
2013年10月末日	5,550	-	0.5201	-
2013年11月末日	5,567	-	0.5450	-
2013年12月末日	5,502	-	0.5645	-
2014年1月末日	5,077	-	0.5390	-
2014年2月末日	5,146	-	0.5519	-
2014年3月末日	5,147	-	0.5582	-
2014年4月末日	5,004	-	0.5521	-
2014年5月末日	4,824	-	0.5406	-
2014年6月末日	4,830	-	0.5488	-
2014年7月末日	4,699	-	0.5424	-
2014年8月末日	4,666	-	0.5459	-
2014年9月30日	4,547	-	0.5412	-

【分配の推移】

期間	1口当たりの分配金 (円)
第1期計算期間	0.0000
第2期計算期間	0.0000
第3期計算期間	0.0000
第4期計算期間	0.0000
第5期計算期間	0.0000
第6期計算期間	0.0000
第7期計算期間	0.0000

【収益率の推移】

期間	収益率(%)
第1期計算期間	13.7
第2期計算期間	37.4
第3期計算期間	13.9
第4期計算期間	22.7
第5期計算期間	8.0
第6期計算期間	41.3
第7期計算期間	15.9

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間	94,376,654,811	12,003,926,135
第2期計算期間	2,411,074,537	30,679,741,297
第3期計算期間	338,947,483	23,593,757,285
第4期計算期間	62,901,830	10,300,553,035
第5期計算期間	40,718,556	6,019,452,104
第6期計算期間	48,497,996	3,586,182,235
第7期計算期間	10,167,808	2,512,839,275

(注) 第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(参考) UBS 地球温暖化対応関連株マザーファンド

(1) 投資状況

(2014年9月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	1,352,552,454	29.83
	フランス	427,953,085	9.44
	イタリア	321,311,118	7.09
	中国	292,143,343	6.44
	日本	286,411,900	6.32
	韓国	250,647,906	5.53
	ドイツ	224,358,180	4.95
	スペイン	223,629,622	4.93
	ケイマン	176,825,280	3.90
	イギリス	172,300,357	3.80
	フィリピン	118,003,748	2.60
	オーストリア	112,258,238	2.48
	台湾	103,717,556	2.29
	スイス	99,190,376	2.19
	ブラジル	82,292,991	1.82
	香港	76,339,867	1.68
	ベルギー	69,698,214	1.54
	フィンランド	55,646,020	1.23
小計		4,445,280,255	98.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	88,494,519	1.95
合計(純資産総額)	-	4,533,774,774	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

主要銘柄の明細

(2014年9月30日現在)

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	IPG PHOTONICS CORPORATION	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	25,500	7,739.20	197,349,843	7,405.38	188,837,369	4.17
スペイン	株式	EDP RENOVABLES SA	公益事業	237,554	715.18	169,893,988	751.42	178,504,149	3.94
フランス	株式	VALEO SA	自動車・自動車部品	13,198	12,788.53	168,783,128	12,451.08	164,329,409	3.62
イタリア	株式	ANSALDO STS SPA	運輸	133,291	1,066.52	142,157,730	1,227.61	163,629,471	3.61
アメリカ	株式	JOHNSON CONTROLS INC	自動車・自動車部品	32,900	5,321.45	175,076,001	4,858.48	159,844,173	3.53
アメリカ	株式	EMERSON ELECTRIC COMPANY	資本財	21,200	6,997.13	148,339,337	6,859.23	145,415,708	3.21
中国	株式	ZHUZHOU CSR TIMES ELECTRIC CO LTD-H	資本財	318,000	389.86	123,977,070	417.36	132,720,480	2.93
アメリカ	株式	MYR GROUP INC/DELAWARE	資本財	47,600	2,583.02	122,951,752	2,696.84	128,369,965	2.83
日本	株式	アズビル	電気機器	44,300	2,468.00	109,332,400	2,689.00	119,122,700	2.63
フィリピン	株式	ENERGY DEVELOPMENT CORPORATION	公益事業	6,217,825	16.40	101,987,874	18.97	118,003,748	2.60
ケイマン	株式	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	公益事業	158,000	812.16	128,321,280	721.92	114,063,360	2.52
イギリス	株式	SIG PLC	資本財	379,625	325.26	123,478,421	300.20	113,964,509	2.51
オーストリア	株式	ANDRITZ AG	資本財	19,133	5,919.33	113,254,612	5,867.25	112,258,238	2.48
中国	株式	CHINA SUNTIEN GREEN ENERGY CORP-H	エネルギー	4,116,000	33.55	138,124,728	27.21	112,008,708	2.47
アメリカ	株式	ITC HOLDINGS CORP	公益事業	28,700	4,062.78	116,601,900	3,899.70	111,921,490	2.47
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING ADR	半導体・半導体製造装置	47,500	2,269.99	107,824,667	2,183.52	103,717,556	2.29
アメリカ	株式	REGAL-BELOIT CORPORATION	資本財	14,000	7,788.46	109,038,468	7,168.97	100,365,650	2.21
スイス	株式	ABB LTD-REG	資本財	40,224	2,373.89	95,487,515	2,465.95	99,190,376	2.19
フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	11,655	8,800.19	102,566,237	8,318.31	96,949,938	2.14
フランス	株式	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	資本財	18,484	5,197.90	96,078,060	4,976.40	91,983,897	2.03
アメリカ	株式	VALMONT INDUSTRIES INC	資本財	6,050	15,788.16	95,518,383	14,797.64	89,525,722	1.97
アメリカ	株式	A.O. SMITH CORPORATION	資本財	17,000	5,407.92	91,934,716	5,259.07	89,404,232	1.97
イタリア	株式	HERA SPA	公益事業	307,342	266.63	81,946,721	280.51	86,214,779	1.90
アメリカ	株式	POWERSECURE INTERNATIONAL INC	資本財	76,700	1,271.80	97,547,751	1,114.20	85,459,217	1.88
ドイツ	株式	CENTROTEC SUSTAINABLE AG	資本財	40,301	2,230.25	89,881,394	2,094.15	84,396,726	1.86
日本	株式	大阪瓦斯	電気・ガス業	190,000	426.30	80,997,000	440.70	83,733,000	1.85
ブラジル	株式	COMPANHIA ENERGETICA DE MINAS -SPONS ADR	公益事業	123,461	937.98	115,804,751	666.55	82,292,991	1.82
アメリカ	株式	LSB INDUSTRIES INC	素材	20,600	4,289.34	88,360,517	3,990.54	82,205,268	1.81
韓国	株式	SAMSUNG SDI CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6,056	15,985.19	96,806,371	12,871.19	77,947,987	1.72
香港	株式	MTR CORPORATION LIMITED	運輸	175,500	436.39	76,587,322	434.98	76,339,867	1.68

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注)外国株式の業種、国/地域は、ブルームバーグにおける銘柄の分類に基づいています。以下同じ。

種類別及び業種別投資比率

(2014年9月30日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	電気機器	3.32
		輸送用機器	1.15
		電気・ガス業	1.85
株式	外国	エネルギー	2.47
		素材	5.83
		資本財	37.25
		運輸	5.29
		自動車・自動車部品	10.15
		耐久消費財・アパレル	1.67
		ソフトウェア・サービス	1.47
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.88
		公益事業	17.57
		半導体・半導体製造装置	4.13
合計			98.05

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価比率をいいます。

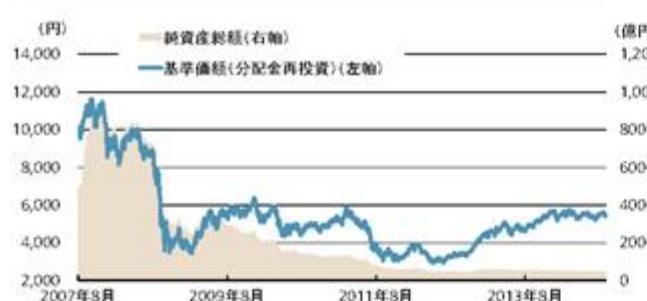
投資不動産物件

該当事項はありません。(2014年9月30日現在)

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。(2014年9月30日現在)

<参考情報>

基準価額・純資産の推移(2014年9月30日現在)

*基準価額(分配金再投資)は運用管理費用(信託報酬)控除後で、税引前分配金を再投資したものとして算出。

主要な資産の状況(2014年9月30日現在)

組入上位10銘柄

銘柄名	国／地域	業種	投資比率
1 IPG PHOTONICS CORPORATION	アメリカ	テクノジー・ハードウェアおよび機器	4.17%
2 EDP RENOVAVEIS SA	スペイン	公益事業	3.94%
3 VALEO SA	フランス	自動車・自動車部品	3.62%
4 ANSALDO STS SPA	イタリア	運輸	3.61%
5 JOHNSON CONTROLS INC	アメリカ	自動車・自動車部品	3.53%
6 EMERSON ELECTRIC COMPANY	アメリカ	資本財	3.21%
7 ZHUZHOU CSR TIMES ELECTRIC CO LTD-H	中国	資本財	2.93%
8 MYR GROUP INC/DELAWARE	アメリカ	資本財	2.83%
9 アズビル	日本	電気機器	2.63%
10 ENERGY DEVELOPMENT CORPORATION	フィリピン	公益事業	2.60%

国／地域別投資比率

国／地域	投資比率
1 アメリカ	29.83%
2 フランス	9.44%
3 イタリア	7.09%
4 中国	6.44%
5 日本	6.32%
6 韓国	5.53%
7 ドイツ	4.95%
8 スペイン	4.93%
9 ケイマン	3.90%
10 イギリス	3.80%
その他の国/地域	15.82%
現金・預金・その他の資産	1.95%
合計	100.00%

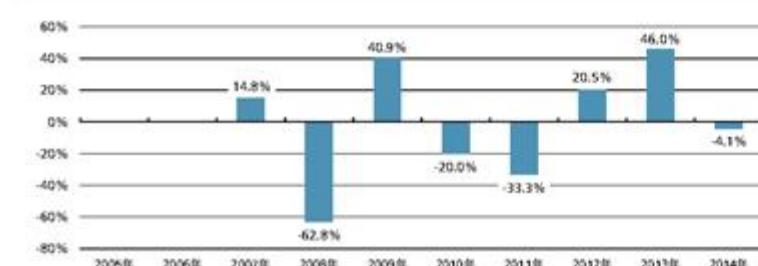
業種別投資比率

国内／外国	業種	投資比率
国内	電気機器	3.32%
国内	輸送用機器	1.15%
国内	電気・ガス業	1.85%
外國	エネルギー	2.47%
外國	素材	5.83%
外國	資本財	37.25%
外國	運輸	5.29%
外國	自動車・自動車部品	10.15%
外國	耐久消費財・アパレル	1.67%
外國	ソフトウェア・サービス	1.47%
外國	テクノジー・ハードウェアおよび機器	5.88%
外國	公益事業	17.57%
外國	半導体・半導体製造装置	4.13%
合計	合計	98.05%

*投資比率は、マザーファンドの純資産総額に占める割合。

*当ファンドの純資産総額に対して、マザーファンドを 99.69%組入れてあります。

*外國株式の業種、国/地域は、ブルームバーグにおける銘柄の分類に基づいています。

年間収益率の推移(2014年9月30日現在)

*2007年については当初設定期(2007年8月31日)から年末までの騰落率、2014年は年始から9月末までの騰落率。

*税引前分配金を再投資したものとして算出。

*ファンドにはベンチマークはありません。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2010年8月	0円
2011年8月	0円
2012年8月	0円
2013年8月	0円
2014年8月	0円
設定来累計	0円

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（申込期間）

平成26年11月20日から平成27年5月19日まで

ただし、スイス取引所またはチューリッヒの銀行の休業日と同日の場合には、お申込みを受付けません。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（買付申込の受付）

- 原則として毎営業日において、買付申込を行うことができます。ただし、スイス取引所またはチューリッヒの銀行の休業日と同日の場合には、買付申込の受付けは行いません。
- お申込みの受付けは、原則として、販売会社の毎営業日の午後3時までに受付けた買付申込を、当日の受付分として取り扱います。この時刻を過ぎてのお申込みは翌営業日（ただし、上記のお申込みの受付けを行わない日を除きます。）の取扱いとなります。
- 収益分配金の受取方法により「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」が選択できます。取扱いコースにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

買付申込者は販売会社に買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（口座開設）

- 買付のお申込みの際には、販売会社に取引口座を開設していただきます。

（買付価額）

- 買付申込受付日の翌営業日の基準価額（当初元本1口=1円）
- 「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合の販売価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（買付申込単位）

- 販売会社が定める申込単位とします。
詳しくは販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

（申込手数料）

- 買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- 「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
詳しくは販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

（買付申込の受付中止）

- 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の買付申込の受付を中止することおよびすでに受け付けた買付申込を取消すことがあります。

2 【換金(解約)手続等】

(換金の受付け)

- 原則としていつでも換金の申込みを行うことができますが、スイス取引所またはチューリッヒの銀行の休業日と同日の場合には、換金の申込みの受け付けは行いません。
- 換金の請求は、原則として、販売会社の毎営業日の午後3時までに受け付けた換金の申込みを、当日の受付分として取り扱います。この時刻を過ぎてのお申込みは翌営業日（ただし、上記のお申込みの受け付けを行わない日を除きます。）の取扱いとなります。

(換金単位)

- 販売会社が定める申込単位とします。
詳しくは販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

(換金価額)

- 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- 換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。
換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(換金代金の支払い)

- 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。

(基準価額の算出頻度と公表)

- 基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社または後記照会先にお問い合わせいただくことにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社のホームページ（後記照会先参照）でご覧いただくことも出来ます。

(換金申込の受付中止)

- 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の請求を取り消すことがあります。
- 一部解約の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の請求は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に当該一部解約の請求を受けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。
- 上記の他、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。

[照会先]

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700 （営業日の9：00～17：00）

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

(基準価額の算定)

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」）を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(有価証券の時価評価基準)

信託財産に属する資産は、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

(基準価額の算出頻度と公表)

基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社または委託会社にお問い合わせいただくことにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社のホームページでご覧いただくことも出来ます。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700 （営業日の9：00～17：00）

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する当該事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。

ただし、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約により純資産総額が50億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(4) 【計算期間】

原則として毎年8月21日から翌年8月20日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

(5) 【その他】

[信託の終了]

(信託契約の解約)

- a. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、信託契約の一部解約により純資産総額が50億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、前記a.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 前記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヶ月を下らないものとします。

- d. 前記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記a.の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 前記c.からe.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記c.の一定の期間が一ヶ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- ・ 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ・ 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、下記「信託約款の変更」の規定に従います。

（委託会社の登録取消等に伴う取扱い）

- ・ 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ・ 前記の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、後記[信託約款の変更]d.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

（受託会社の辞任および解任に伴う取扱い）

- ・ 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- ・ 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

[信託約款の変更]

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付した時は、原則として公告を行いません。
- c. 前記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヶ月を下らないものとします。
- d. 前記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記a.の信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

[反対者の買取請求権]

上記の信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

[公告]

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

[運用報告書の作成]

委託会社は、計算期間の終了日毎および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

[関係法人との間の契約書の内容について]

- i. 委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託の募集・販売等に関する契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約を含みます。）は、契約終了の3ヶ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- ii. マザーファンドの投資顧問会社との投資顧問契約は、マザーファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、当事者の一方が、相手方に30日前までに通知をなすことにより契約を終了させることができます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とします。）に、販売会社の本・支店・営業所等において、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「分配金投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金受領権

受益者は、信託終了による償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とします。）に、販売会社の本・支店・営業所等において、原則として信託終了日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して一部解約の実行を請求する権利を有します。

受取代金の支払いは、販売会社の本・支店・営業所等において、原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からにお支払いします。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(平成25年8月21日から平成26年8月20日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

UBS地球温暖化対応関連株ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成25年 8月20日現在	当期 平成26年 8月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	25,828,362	22,219,728
親投資信託受益証券	5,153,678,214	4,627,257,790
未収入金	50,000,000	45,000,000
未収利息	21	12
流動資産合計	5,229,506,597	4,694,477,530
資産合計	5,229,506,597	4,694,477,530
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,122,193	1,518,562
未払受託者報酬	2,002,466	1,832,550
未払委託者報酬	45,770,647	41,886,899
その他未払費用	1,627,418	507,466
流動負債合計	50,522,724	45,745,477
負債合計	50,522,724	45,745,477
純資産の部		
元本等		
元本	11,095,183,122	8,592,511,655
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	5,916,199,249	3,943,779,602
(分配準備積立金)	81,615,384	133,844,341
元本等合計	5,178,983,873	4,648,732,053
純資産合計	5,178,983,873	4,648,732,053
負債純資産合計	5,229,506,597	4,694,477,530

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成24年 8月21日 至 平成25年 8月20日	当期 自 平成25年 8月21日 至 平成26年 8月20日
営業収益		
受取利息	9,957	6,566
有価証券売買等損益	1,853,255,345	898,479,576
その他収益	-	1,884,504
営業収益合計	1,853,265,302	900,370,646
営業費用		
受託者報酬	3,804,596	3,815,122
委託者報酬	86,962,172	87,202,795
その他費用	2,034,619	888,957
営業費用合計	92,801,387	91,906,874
営業利益又は営業損失()	1,760,463,915	808,463,772
経常利益又は経常損失()	1,760,463,915	808,463,772
当期純利益又は当期純損失()	1,760,463,915	808,463,772
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	251,524,280	171,208,779
期首剰余金又は期首次損金()	9,799,223,175	5,916,199,249
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,401,002,771	1,339,823,182
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,401,002,771	1,339,823,182
剰余金減少額又は欠損金増加額	26,918,480	4,658,528
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	26,918,480	4,658,528
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	5,916,199,249	3,943,779,602

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 平成25年 8月20日現在	当期 平成26年 8月20日現在
1. 計算期間末における受益権の総数	11,095,183,122口	8,592,511,655口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,916,199,249円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,943,779,602円です。
3. 計算期間末における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4668円 (4,668円)	0.5410円 (5,410円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成24年 8月21日 至 平成25年 8月20日	当期 自 平成25年 8月21日 至 平成26年 8月20日
1. 分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(81,615,384円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,268,129円)、および分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は86,883,513円(1万口当たり78円)ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。	1. 分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(70,704,810円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(4,152,840円)、および分配準備積立金(63,139,531円)より、分配対象収益は137,997,181円(1万口当たり160円)ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 報酬対象期間の日々におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の純資産総額に年率0.24%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額	2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 同左

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成24年 8月21日 至 平成25年 8月20日	当期 自 平成25年 8月21日 至 平成26年 8月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、親投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行ってあります。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、株式、為替予約取引です。これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されてあります。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左
-------------------	--	----

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成25年 8月20日現在	当期 平成26年 8月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としてあります。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
	(2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(2) 有価証券 売買目的有価証券 同左
	(3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(3) デリバティブ取引 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 平成25年 8月20日現在	当期 平成26年 8月20日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,568,080,347	706,440,072
合計	1,568,080,347	706,440,072

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期 (平成25年 8月20日現在)

該当事項はありません。

当期 (平成26年 8月20日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 平成24年 8月21日 至 平成25年 8月20日)

該当事項はありません。

当期 (自 平成25年 8月21日 至 平成26年 8月20日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期 自 平成24年 8月21日 至 平成25年 8月20日	当期 自 平成25年 8月21日 至 平成26年 8月20日
元本の推移		
期首元本額	14,632,867,361円	11,095,183,122円
期中追加設定元本額	48,497,996円	10,167,808円
期中一部解約元本額	3,586,182,235円	2,512,839,275円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	UBS地球温暖化対応関連株 マザーファンド	7,531,344,060	4,627,257,790	
合計			4,627,257,790	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは「UBS地球温暖化対応関連株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。
なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「UBS地球温暖化対応関連株マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

UBS地球温暖化対応関連株マザーファンド**(1) 貸借対照表**

(単位：円)

	平成25年 8月20日現在	平成26年 8月20日現在
	金額	金額
資産の部		
流動資産		
預金	69,335,048	25,991,690
コール・ローン	2,176,566	1,382,724
株式	5,118,285,200	4,527,002,654
派生商品評価勘定	229,010	64,394
未収入金	4,044,685	110,883,694
未収配当金	9,138,129	7,266,743
未収利息	1	-
流動資産合計	5,203,208,639	4,672,591,899
資産合計	5,203,208,639	4,672,591,899
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	163,541
未払解約金	50,000,000	45,000,000
流動負債合計	50,000,000	45,163,541
負債合計	50,000,000	45,163,541
純資産の部		
元本等		
元本	9,899,497,146	7,531,344,060
剩余金		
剩余金又は欠損金()	4,746,288,507	2,903,915,702
元本等合計	5,153,208,639	4,627,428,358
純資産合計	5,153,208,639	4,627,428,358
負債純資産合計	5,203,208,639	4,672,591,899

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

株式

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4. 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(2) 金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成25年 8月20日現在	平成26年 8月20日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	9,899,497,146口	7,531,344,060口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,746,288,507円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,903,915,702円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5206円 (5,206円)	0.6144円 (6,144円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成24年 8月21日 至 平成25年 8月20日	自 平成25年 8月21日 至 平成26年 8月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、株式等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、株式、為替予約取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p> <p>なお、為替予約取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを低減する目的で利用しております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク <p>ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク、流動性リスク <p>運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	平成25年 8月20日現在	平成26年 8月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としてあります。</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	平成25年 8月20日現在	平成26年 8月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	403,351,596	412,188,617
合計	403,351,596	412,188,617

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

平成25年 8月20日現在

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超(円)			
市場取引以外の取引	為替予約取引 売 建 米ドル	60,700,000	-	60,470,990	229,010
	合計	60,700,000	-	60,470,990	229,010

平成26年 8月20日現在

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超(円)			

市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買 建		-		
	米ドル	41,709,200	-	41,773,594	64,394
	売 建		-		
	米ドル	45,000,000	-	45,096,341	96,341
	ユーロ	27,410,000	-	27,434,000	24,000
	香港ドル	14,299,200	-	14,342,400	43,200
	合計	128,418,400	-	128,646,335	99,147

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成24年 8月21日 至 平成25年 8月20日

該当事項はありません。

自 平成25年 8月21日 至 平成26年 8月20日

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	自 平成24年 8月21日 至 平成25年 8月20日	自 平成25年 8月21日 至 平成26年 8月20日
1. 元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	13,288,184,723円	9,899,497,146円
期中追加設定元本額	18,255,579円	- 円
期中一部解約元本額	3,406,943,156円	2,368,153,086円
2. 計算期間末日における元本の内訳		
UBS地球温暖化対応関連株ファンド	9,899,497,146円	7,531,344,060円
合計	9,899,497,146円	7,531,344,060円

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表
株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	アズビル	45,200	2,468.00	111,553,600	
	遠藤照明	24,500	1,320.00	32,340,000	
	ユニプレス	24,300	2,074.00	50,398,200	
	大阪瓦斯	194,000	426.30	82,702,200	
	小計			276,994,000	
米ドル	LSB INDUSTRIES INC	21,100	39.19	826,909.00	
	TIMKENSTEEL CORPORATION	7,850	48.45	380,332.50	
	A.O. SMITH CORPORATION	17,400	49.41	859,734.00	
	EMERSON ELECTRIC COMPANY	21,700	63.93	1,387,281.00	
	MYR GROUP INC/DELAWARE	48,600	23.60	1,146,960.00	
	POWERSECURE INTERNATIONAL INC	78,400	11.62	911,008.00	
	REGAL-BELOIT CORPORATION	14,300	71.16	1,017,588.00	
	THE TIMKEN COMPANY	15,700	46.00	722,200.00	
	VALMONT INDUSTRIES INC	6,250	144.25	901,562.50	
	JOHNSON CONTROLS INC	33,600	48.62	1,633,632.00	
	IPG PHOTONICS CORPORATION	26,000	70.71	1,838,460.00	
	COMPANHIA ENERGETICA DE MINAS -SPONS ADR	126,161	8.57	1,081,199.77	
	ITC HOLDINGS CORP	29,300	37.12	1,087,616.00	
	ATMEL CORPORATION	65,700	8.44	554,508.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING ADR	48,500	20.74	1,005,890.00	
	小計			15,354,880.77 (1,581,399,170)	
ユーロ	UMICORE	14,535	36.54	531,181.57	
	ALSTOM SA	20,361	26.60	541,602.60	
	ANDRITZ AG	19,133	42.62	815,544.12	
	CENTROTEC SUSTAINABLE AG	41,178	16.06	661,524.57	
	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	18,884	37.43	706,922.54	
	CONSTRUCCIONES Y AUXILIAR DE FERROCARRILES SA	1,229	297.00	365,013.00	
	OUTOTECH OYJ	65,368	6.98	456,595.48	
	PRYSMIAN SPA	36,627	15.41	564,422.07	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	11,905	63.37	754,419.85	
	ANSALDO STS SPA	136,045	7.68	1,044,825.60	
	SHW AG	16,257	37.90	616,140.30	
	VALEO SA	13,470	92.09	1,240,452.30	
	PSI AG	42,240	12.38	523,142.40	
	EDP RENOVAVEIS SA	242,428	5.15	1,249,231.48	
	HERA SPA	314,047	1.92	602,970.24	
	小計			10,673,988.12 (1,464,257,690)	

イギリス・ポンド	SIG PLC	387,658	1.83	709,414.14	
	NATIONAL GRID PLC	37,023	8.81	326,357.74	
	小計			1,035,771.88 (177,334,503)	
スイス・フラン	ABB LTD-REG	41,087	20.63	847,624.81	
	小計			847,624.81 (96,018,938)	
香港ドル	CHINA SUNTIEN GREEN ENERGY CORP-H	4,202,000	2.38	10,000,760.00	
	CHINA METAL RECYCLING HOLDINGS LTD	1,048,800	0.00	0.00	
	ZHUZHOU CSR TIMES ELECTRIC CO LTD-H	324,500	27.65	8,972,425.00	
	MTR CORPORATION LIMITED	179,500	30.95	5,555,525.00	
	TIANNENG POWER INTERNATIONAL LIMITED	1,752,000	2.82	4,940,640.00	
	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	162,000	57.60	9,331,200.00	
	HUANENG RENEWABLES CORP LTD-H	1,323,900	2.84	3,759,876.00	
	小計			42,560,426.00 (565,628,061)	
フィリピン・ペソ	ENERGY DEVELOPMENT CORPORATION	6,349,325	6.75	42,857,943.75	
	小計			42,857,943.75 (101,144,747)	
韓国ウォン	LG CHEM LTD	2,784	272,500.00	758,640,000.00	
	SAMCHULY BICYCLE CO LTD	34,204	19,250.00	658,427,000.00	
	SAMSUNG SDI CO LTD	6,187	154,000.00	952,798,000.00	
	ILJIN DISPLAY CO LTD	28,904	8,340.00	241,059,360.00	
	小計			2,610,924,360.00 (264,225,545)	
合計				4,527,002,654 (4,250,008,654)	

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

(注)

- 1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額です。
- 2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に関わるもので内書きです。
- 3.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
- 4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計額に対する比率
米ドル	株式	15銘柄	100.0%	37.2%
ユーロ	株式	15銘柄	100.0%	34.5%
イギリス・ポンド	株式	2銘柄	100.0%	4.2%

イスラエル・ペソ	株式	1銘柄	100.0%	2.3%
香港ドル	株式	7銘柄	100.0%	13.3%
フィリピン・ペソ	株式	1銘柄	100.0%	2.4%
韓国ウォン	株式	4銘柄	100.0%	6.2%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成26年9月30日現在)

U B S 地球温暖化対応関連株ファンド

資産総額	4,558,152,753 円
負債総額	10,335,398 円
純資産総額(-)	4,547,817,355 円
発行済口数	8,403,003,304 口
1口当たり純資産額(/)	0.5412 円

(参考) U B S 地球温暖化対応関連株マザーファンド

資産総額	4,534,474,774 円
負債総額	700,000 円
純資産総額(-)	4,533,774,774 円
発行済口数	7,361,297,086 口
1口当たり純資産額(/)	0.6159 円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、委託会社は当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等

において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】(平成26年9月末日現在)

- a 資本金の額 22億円
- b 会社が発行する株式総数 86,400株
- c 発行済株式総数 21,600株
- d 資本金の額の増減(最近5年間) 該当事項はありません。
- e 会社の機構

経営体制

(取締役会)

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

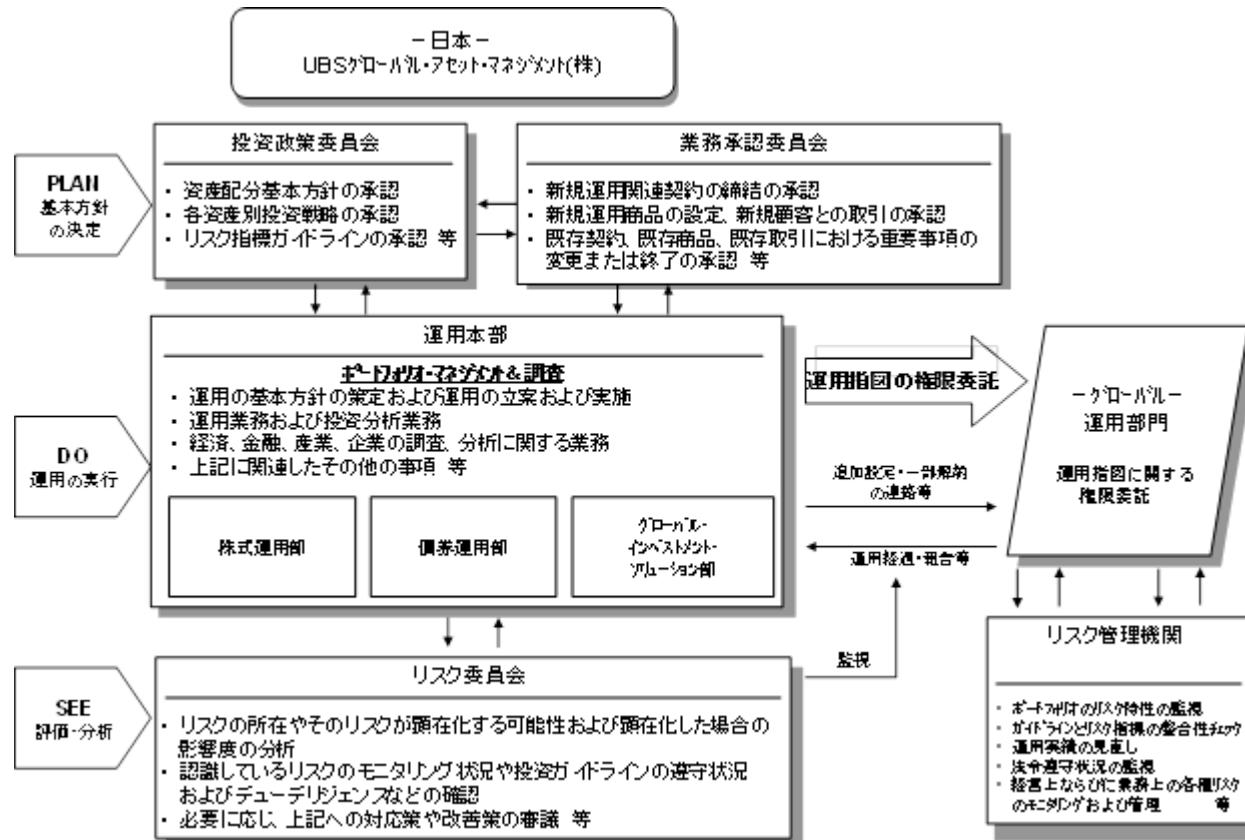
(代表取締役および役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

投資運用の意思決定機構



(平成26年9月末日現在)

上記の体制は今後変更される場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成26年9月末日現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

種類	ファンド数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	90	1,055,344
合計	90	1,055,344

3 【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期別	注記番号	第18期 (平成25年3月31日)		第19期 (平成26年3月31日)	
		内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(資 産 の 部)					
流動資産					
現金・預金	*1		3,354,581		3,593,088
未収入金	*1		458,392		274,875
未収委託者報酬			1,451,992		1,471,950
未収運用受託報酬	*1		557,253		351,421
その他未収収益	*1		773,957		784,469
繰延税金資産			89,830		95,700
その他の			37,018		10,478
流動資産計			6,723,024		6,581,983
固定資産					
投資その他の資産			437,610		375,900
繰延税金資産		417,610		355,900	
ゴルフ会員権		20,000		20,000	
固定資産計			437,610		375,900
資産合計			7,160,634		6,957,883

期別		第18期 (平成25年3月31日)		第19期 (平成26年3月31日)	
		内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(負 債 の 部)					
流動負債					
預り金			372,353		178,599
未払金			-		96,973
未払費用	*1		1,675,669		1,471,238
未払消費税			34,551		31,430
未払法人税等			489,884		593,891
賞与引当金			114,351		158,967
その他の			2,294		7,719
流動負債計			2,689,104		2,538,821
固定負債					
退職給付引当金			226,251		145,141
固定負債計			226,251		145,141
負債合計			2,915,356		2,683,962
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			2,045,278		2,073,920
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		1,495,278		1,523,920	
繰越利益剰余金		1,495,278		1,523,920	
純資産合計			4,245,278		4,273,920
負債・純資産合計			7,160,634		6,957,883

(2)【損益計算書】

期 別		第18期 〔自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日〕		第19期 〔自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日〕		
科 目		注記 番号	内 訳	金 額 (千円)	内 訳	金 額 (千円)
營 業 収 益						
委 託 者 報 酬				9,270,358		9,019,887
運 用 受 託 報 酉	*1			1,586,058		1,306,649
そ の 他 営 業 収 益	*1			2,139,484		2,316,745
營 業 収 益 計				12,995,801		12,643,283
營 業 費 用						
支 払 手 数 料				4,688,873		4,407,229
広 告 宣 伝 費				108,267		86,395
調 査 費				88,373		95,783
營 業 雜 経 費				105,939		174,855
通 信 費			7,470		9,679	
印 刷 費			1,330		40,042	
協 会 費			13,240		13,793	
そ の 他	*1		83,898		111,340	
營 業 費 用 計				4,991,454		4,764,264
一 般 管 理 費						
給 料				2,673,693		2,583,994
役 員 報 酉			215,114		219,904	
給 料 ・ 手 当	*1		1,737,508		1,636,386	
賞 与			721,070		727,702	
交 通 費				87,508		98,953
旅 費 交 通 費				82,826		90,322
租 稅 公 課				36,161		36,099
不 動 産 貸 借 料				348,848		248,841
退 職 給 付 費 用				152,133		83,238
事 務 委 託 費	*1			2,019,103		1,990,735
諸 経 費				66,771		94,901
一 般 管 理 費 計				5,467,047		5,227,092
營 業 利 益				2,537,400		2,651,926
營 業 外 収 益						
受 取 利 息			284		415	
為 替 差 益			-		49,982	
雜 収 入			82		1,965	
營 業 外 収 益 計				367		52,363
營 業 外 費 用						
為 替 差 損			19,768		-	
雜 損 失			-		53	
營 業 外 費 用 計				19,768		53
經 常 利 益				2,517,999		2,704,235
特 別 損 失						
ファンド関連費用償却損			-		98,750	
特 別 損 失 計						98,750
稅 引 前 当 期 純 利 益				2,517,999		2,605,484
法 人 稅 、 住 民 稅 及 び 事 業 稅				960,280		1,026,282
法 人 稅 等 調 整 額				78,420		55,840
当 期 純 利 益				1,479,299		1,523,362

(3)【株主資本等変動計算書】

第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			株主資本合計	純資産合計		
	資本金	利益剰余金					
		利益準備金	その他利益剰余金				
当期首残高	2,200,000	550,000	2,715,979	5,465,979	5,465,979		
事業年度中の変動額							
剩余金の配当			2,700,000	2,700,000	2,700,000		
当期純利益			1,479,299	1,479,299	1,479,299		
事業年度中の変動額合計			1,220,700	1,220,700	1,220,700		
当期末残高	2,200,000	550,000	1,495,278	4,245,278	4,245,278		

第19期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			株主資本合計	純資産合計		
	資本金	利益剰余金					
		利益準備金	その他利益剰余金				
当期首残高	2,200,000	550,000	1,495,278	4,245,278	4,245,278		
事業年度中の変動額							
剩余金の配当			1,494,720	1,494,720	1,494,720		
当期純利益			1,523,362	1,523,362	1,523,362		
事業年度中の変動額合計			28,642	28,642	28,642		
当期末残高	2,200,000	550,000	1,523,920	4,273,920	4,273,920		

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

第18期 (平成25年3月31日)	第19期 (平成26年3月31日)
6,006千円	5,092千円

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、支給倍率基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用及び数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

(2) 適用予定期

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定期です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

(単位：千円)

	第18期 (平成25年3月31日)	第19期 (平成26年3月31日)
現金・預金	286,996	200,740
未収入金	-	6,358
未収運用受託報酬	11,206	34,968
その他未収収益	239,146	140,489
未払費用	88,662	87,064

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

(単位：千円)

	第18期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	第19期 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
運用受託報酬	12,315	41,667
その他営業収益	312,524	287,882
営業雑経費 その他	67,498	42,504
給料・手当	6,984	11,082
事務委託費	241,352	223,284

(株主資本等変動計算書関係)

第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,700,000	125,000	平成24年3月31日	平成24年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第18期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	1,494,720	69,200	平成25年3月31日	第18期定時 株主総会の翌日

第19期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,494,720	69,200	平成25年3月31日	平成25年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第19期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	1,522,800	70,500	平成26年3月31日	第19期定時 株主総会の翌日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりあります。

第18期（平成25年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,354,581	3,354,581	-
未収委託者報酬	1,451,992	1,451,992	-
未収運用受託報酬	557,253	557,253	-
その他未収収益	773,957	773,957	-
資産計	6,137,783	6,137,783	-
未払費用	1,675,669	1,675,669	-
未払法人税等	489,884	489,884	-
負債計	2,165,553	2,165,553	-

第19期（平成26年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,593,088	3,593,088	-
未収委託者報酬	1,471,950	1,471,950	-
未収運用受託報酬	351,421	351,421	-
その他未収収益	784,469	784,469	-
資産計	6,200,929	6,200,929	-
未払費用	1,471,238	1,471,238	-
未払法人税等	593,891	593,891	-
負債計	2,065,130	2,065,130	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

第18期（平成25年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超
現金・預金	3,354,581	-
未収委託者報酬	1,451,992	-
未収運用受託報酬	557,253	-
その他未収収益	773,957	-
合計	6,137,783	-

第19期（平成26年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超
現金・預金	3,593,088	-
未収委託者報酬	1,471,950	-
未収運用受託報酬	351,421	-
その他未収収益	784,469	-
合計	6,200,929	-

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、ユーピーエス証券株式会社及びユーピーエス銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

(1) 退職給付債務	1,140,689
(2) 年金資産	<u>914,437</u>
(3) 退職給付引当金	226,251

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

(1) 勤務費用	143,801
(2) 利息費用	7,914
(3) 期待運用収益	2,977
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	29,824
(5) 過去勤務債務	<u>-</u>
小計	118,914
(6) 確定拠出年金拠出額	9,606
(7) 特別退職金	<u>23,613</u>
合計	152,133

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準
(2) 割引率 0.395%	
(3) 期待運用収益率 0.58%	
(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、ユーピーエス証券株式会社及びユーピーエス銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付債務の期首残高	1,140,689
勤務費用	136,345
利息費用	3,170
数理計算上の差異の当期発生額	12,800
退職給付の支払額	173,911
過去勤務費用の当期発生額	<u>-</u>

退職給付債務の期末残高	1,093,492
-------------	-----------

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	914,437
期待運用収益	3,397
数理計算上の差異の当期発生額	67,150
事業主からの拠出額	137,277
退職給付の支払額	<u>173,911</u>
年金資産の期末残高	948,351

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	1,093,492
年金資産	<u>948,351</u>
小計	145,141
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	145,141
退職給付引当金	<u>145,141</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	145,141

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	136,345
利息費用	3,170
期待運用収益	3,397
数理計算上の差異の費用処理額	79,950
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	56,167

(注)上記の他、特別退職金15,800千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	80%
株式	17%
その他	3%
合計	100%

長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.68%

期待運用收益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、11,271千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

	第18期 (平成25年3月31日)	第19期 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用	5,970	550
未払事務所税	2,750	2,550
減価償却超過額	18,760	14,100
未払事業税	41,120	41,350
株式報酬費用	196,020	190,850
退職給付引当金	201,060	149,200
賞与引当金	39,980	51,250
その他	1,780	1,750
評価性引当額	-	-
合計	507,440	451,600

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	第18期 (平成25年3月31日)	第19期 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.01%	38.01%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.13%	2.75%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	0.47%
その他	0.11%	0.30%
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	41.25%	41.53%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課せられることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更しております。

その結果、繰延税金資産の金額は12,128千円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等調整額は同額増加しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の單一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

売上高

第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

日本	米国	その他	合計
1,223,314千円	1,752,779千円	749,450千円	3,725,543千円

委託者報酬 9,270,358千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

第19期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,052,810千円	1,747,691千円	822,893千円	3,623,395千円

委託者報酬 9,019,887千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

（注） 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ (*1)	2,502,229千円	投資運用

第19期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ (*1)	2,449,556千円	投資運用

（注） 委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBSは、法人・機関投資家および個人のお客様向けに、世界の主要な金融センターを含む50カ国以上にて金融サービスを提供する、世界有数の金融機関です。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(1) 親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資金又は 出資金	事業の内容 又は職業	権利擁護の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	項目	期末残高 (千円)
親会社	ユーピーエスイギリギー (ロンドン証券取引所上場)	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、 証券業務	(被所有)100%	会社の預入れ、資 産運用業務及びそ れに関する事務委 託等、人件費	会社の預入れ、 増加 減少 運用受託額 その他の営業収益 給料 手当 営業経費-その他の 事務委託費	2,520,087 4,919,329 12,315 312,524 8,984 87,498 241,352	現金・預金 未払運用受託額 その他の収益 未払費用	298,998 11,206 239,148 89,882

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
- 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 弟兄会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	権利擁護の所有 (持所有する場合)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	積算仕訳勘定科目	
									項目	期末残高 (千円)
親会社	ユービーエー証券 株式会社	東京都千代田区 大手町	744億円	証券業	なし	資産運用業務 人件費、社会保険料などの立替	運用受託報酬 人件費(受取) 事務委託費 不動産賃借料	389 49,881 325,214 323,304	未収入金	457,783
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万スイスフラン	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	4,797	未収運用受託報酬	80
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	199百万 オーストラリアドル	資産運用業	なし	承業業務 資産運用業務及び、それに属する 事務委託等	その他営業収益 事務委託費	183,078 373,804	その他未収収益 未払費用	9,007 120,083
	UBS Global Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	4百万 シンガポールドル	資産運用業	なし	承業業務 資産運用業務及び、それに属する 事務委託等	その他営業収益 事務委託費	19,380 183,298	その他未収収益 未払費用	10,892 96,829
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万 英國ポンド	資産運用業	なし	承業業務 資産運用業務及び、それに属する 事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	34,138 149,327 208,185	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	10,873 71,920 133,796
	UBS Global Asset Management Holding Ltd	英国・ロンドン	1514百万 英國ポンド	資産運用業	なし	人件費の立替	人件費(受取)	827	未収入金	827
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウッドローン	1米四千ドル	資産運用業	なし	承業業務 資産運用業務及び、それに属する 事務委託等 人件費の立替	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費 給料 手当	31,980 409,985 238,370 38	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	9,823 144,080 103,590
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウッドローン	10万米国ドル	資産運用業	なし	承業業務	その他営業収益	838,885	その他未収収益	189,352
	UBS O'Connor LLC	米国・テラエイフ	1百万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務 及び承業業務	運用受託報酬 その他営業収益	141,199 379,019	未収運用受託報酬 その他未収収益	78,888 90,400
子会社	UBS O'Connor Investors LLC	米国・テラエイフ	25万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	26,318	未収運用受託報酬	26,318
	UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ	10百万 ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	24,874	-	-
	UBS / Gemdale Investment Management Limited	モントリオール ・カナダ	2万米国ドル	資産運用業	なし	承業業務	その他営業収益	8,443	その他未収収益	1,798
孫	UBS Global Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	25百万 香港ドル	資産運用業	なし	承業業務 資産運用業務及び、それに属する 事務委託等	その他営業収益 事務委託費	39,181 50,237	その他未収収益 未払費用	14,087 29,348

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
　　人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
 2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
 3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第19期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(1) 親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又付属業	権利者等の所有 (持所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	項目	期末残高 (千円)
親会社	ユーピース・エイジン (ロンドン)証券取引所上場)	スイス・ヨーロッパ	3.8億スイスフラン	銀行、証券 業務	(持所有)100%	金融の預入れ、 資産運用業務及 びそれに附する 事務委託等、人 件費	金融の預入れ 増加 減少	4,382,881 4,448,937	現金・預金	200,740

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 弟兄会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又付属業	権利者等の所有 (持所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	項目	期末残高 (千円)
支社	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	20百万 オーストラリアル	資産運用業	なし	承業業務 資産運用業務及 び、それに附する 事務委託等	事務委託費 不動産賃借料 給料 手当 人件費(受取)	314,152 221,417 1,897 44,445	未収入金	287,549
	UBS Global Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万 シンガポールル	資産運用業	なし	承業業務 資産運用業務及 び、それに附する 事務委託等	その他営業収益	7,528	その他未収収益	2,389
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	123百万 英國ポンド	資産運用業	なし	承業業務 資産運用業務及 び、それに附する 事務委託等	道府支店賃借 その他の営業収益 事務委託費	137,339 301,212	その他の営業収益 未払費用	6,303 70,811
	UBS Global Asset Management Holding Ltd	英國・ロンドン	151.3百万 英國ポンド	資産運用業	なし	人件費の立替	人件費(受取)	28,990 80,051	その他未収収益 未払費用	13,083 43,081
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウルバイン	1米国ドル	資産運用業	なし	承業業務 資産運用業務及 び、それに附する 事務委託等	道府支店賃借 その他の営業収益 事務委託費	20,506 237,795 278,184	未収道府支店賃借 その他の未収収益 未払費用	10,597 157,342 117,007
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウルバイン	10万米国ドル	資産運用業	なし	承業業務	人件費(受取)	10,415	未収入金	987
	UBS O'Connor LLC	米国・カリフォルニア	1百万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務 及び承業業務	道府支店賃借 その他の営業収益 事務委託費	32,800 433,120 333,109	未収道府支店賃借 その他の未収収益 未払費用	5,199 155,072 78,157
	UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ	13百万 ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	道府支店賃借	38,037	-	-
	UBS / Gemdale Investment Management Limited	モーリシャス共和国 ・ボーナル・ク	2万米国ドル	資産運用業	なし	承業業務	その他の営業収益	4,711	その他の未収収益	3,878
	UBS Global Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	150百万 香港ドル	資産運用業	なし	承業業務 資産運用業務及 び、それに附する 事務委託等	その他の営業収益 事務委託費	22,144 32,153	未払費用	14,917
子会社	UBS Global Asset Management (Deutschland) GmbH	ドイツ・フランクフルト・ ラム・マイン	78百万ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	道府支店賃借	3,878	未収道府支店賃借	3,878

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。

人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。

2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

	第18期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	第19期 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	196,540円68銭	197,866円70銭
1株当たり当期純利益	68,486円06銭	70,526円02銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第18期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	第19期 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益(千円)	1,479,299	1,523,362
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,479,299	1,523,362
普通株式の期中平均株式数(株)	21,600	21,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成26年7月1日現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,242億円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務も営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円 (平成26年3月末日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円 (平成26年6月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円 (平成26年6月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831百万円 (平成26年3月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) マザーファンドの投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成26年9月末日現在)	事業の内容
UBS AG, UBSグローバル・アセット・マネジメント (チューリッヒ)	3.8億スイス・フラン (約43,726百万円)	有価証券投資サービスを総合的に、かつグローバルに行っているスイス国籍の総合銀行です。

平成26年9月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1スイス・フラン=115.07円）にて円換算

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として、受益権の通知、信託財産の保管・管理・計算等を行います。
なお、受託会社は信託業務の一部を日本マスタートラスト信託銀行株式会社に再信託します。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売業務および一部解約金・償還金、収益分配金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

(3) マザーファンドの投資顧問会社

委託者から運用指図に関する権限の委託を受け、当ファンドの投資顧問会社として、信託財産の運用指図を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) マザーファンドの投資顧問会社

委託会社の最終的親会社です。委託会社の株式を100%所有しています。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成26年6月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【その他】

1. 目論見書の表紙に委託会社の名称、所在地およびロゴ・マークを表示し、ファンドの愛称、キャッチ・コピーおよび図案を採用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。
2. 目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載する場合があります。
3. 目論見書に信託約款の全文を記載することができます。
4. 以下の趣旨の文章または文言の全部または一部を目論見書に記載することができます。
 - ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
 - ・投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
 - ・金融商品取引業者（従来の証券会社）以外の登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。
 - ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（販売会社は販売の窓口となります。）。
 - ・投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様がおいます。
5. 第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することができます。
6. 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載することができます。
7. 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
8. 目論見書の表紙または表紙裏に以下の内容を記載することができます。
 - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
 - ・目論見書の使用開始日
 - ・ファンドの信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

独立監査人の監査報告書

平成26年6月26日

ユーピース・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上野佐和子 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行っため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユーピース・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユーピース・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したもの
であり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年10月2日

ユーピーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯原尚印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行ったため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS地球温暖化対応関連株ファンドの平成25年8月21日から平成26年8月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS地球温暖化対応関連株ファンドの平成26年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ユーピーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。